

令和3年第4回我孫子市農業委員会総会会議録

1. 日 時 場 所

令和3年4月9日（金）午後2時00分

我孫子市手賀沼親水広場水の館3階研修室

2. 委員の現在数

10名

3. 出 席 委 員

1番	田村	星	寿	2番	中野	栄
3番	嶺岸	勝	志	4番	三須	清一
5番	大井	栄	一	6番	大炊	三枝子
8番	川村	泉	治	9番	宮久保	勝
10番	根本		博			

4. 欠 席 委 員

7番 成島 誠

5. 出席事務局職員

局	長	増	田	浩	四	郎	
庶	務	係	長	遠	藤	幸	廣
農	地	係	長	富	塚	隆	則
主	任	主	事	片	桐	圭	悟

6. 会議に付した議案等

審議事項

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について（再審議）

議案第2号 農用地利用集積計画（案）について

議案第3号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

議案第4号 農地法の規定による許可を要しない土地の判定について

報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する

専決処分について

報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出に対する
専決処分について

報告第 3 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書について

報告第 4 号 農地の使用貸借権の解約通知について

三須清一会長 ただいまから令和3年第4回我孫子市農業委員会総会を開会いたします。

本日は委員9名の出席をいただいておりますので、会議規則第8条により会議は成立しております。

初めに、会議規則第18条第2項の規定により、本日の会議録署名委員を私から指名させていただきます。

1番 田村星寿委員

2番 中野栄委員

よろしくお願いたします。

次に、本日の書記には、事務局職員の富塚係長を指名します。

本日の議案について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案書の目次をお開きください。

本日、御審議いただく案件は、議案第1号から議案第4号までの合計4議案についてです。

議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」再審議1件。

議案第2号「農用地利用集積計画（案）の決定について」新規設定2件、再設定8件、中間管理機構2件、合計12件。

議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」1件。

議案第4号「農地法の規定による許可を要しない土地の判定について」1件です。

以上で議案についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いたします。

三須清一会長 以上で議案についての説明は終わりました。

これより議事に入ります。

議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」審議します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の1ページをお開きください。

議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」。

下記のとおり申請があったので、この会の意見を求めます。

提出日、令和3年4月9日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは、議案の説明をいたします。議案資料も1ページからとなります。

この案件は、令和3年2月総会で御審議いただき、農地法第5条の許可要件である立地基準や一般基準は満たしておりますが、現地調査において、境界が水路側に越境していることから、これを是正させるため、全員一致で継続審議となったものです。

それでは、採決します。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号については原案どおり許可することに決定いたしました。

三須清一会長 次に、議案第2号「農用地利用集積計画（案）について」審議します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の2ページをお開きください。

議案第2号「農用地利用集積計画（案）の決定について」。

下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条の第1項の規定により、我孫子市長から農用地利用集積計画（案）について決定を求められているので、この会の意見を求めます。

提出日、令和3年4月9日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは、議案の説明をします。議案資料は22ページからとなります。

なお、整理番号3番から8番の権利の設定を受ける者は同一人のため、経営面積、農業従事日数等は同一となりますので、整理番号4番から省かせていただきます。

整理番号1番、賃借権を設定する農地は、〇〇字〇〇〇地先の地目畑1筆、面積は1,500平方メートルです。権利の設定を受ける者は、〇〇〇〇〇〇の農業者2名で、権利を設定する者は、〇〇の方です。借受期間は10年間、借賃は10アール当たり〇、〇〇〇円です。

整理番号2番、使用貸借権を設定する農地は、〇〇〇地先の地目畑4筆、合計面積は4,934平方メートルです。権利の設定を受ける者は、〇〇〇〇〇の新規就農者で、権利を設定する者は、〇〇〇〇〇〇〇の方です。借受期間は3年間、借賃は無償です。

整理番号3番、使用貸借権を再設定する農地は、〇〇字〇〇〇地先の登記地目畑、現況地目雑種地1筆、面積は272平方メートルです。権利の設定を受ける者は、〇〇〇〇〇〇の農業者で、権利を設定する者は、〇〇の方です。借受期間は10年間、借賃は無償です。

現況地目が雑種地となっていますが、事務局で現地調査をしたところ、畑であることを確認しています。

整理番号4番、使用貸借権を再設定する農地は、〇〇字〇〇〇地先の地目畑1筆、面積は1,628平方メートルです。権利を設定する者は、〇〇の方です。借受期間は10年間、借賃は無償です。

整理番号5番、賃借権を再設定する農地は、〇〇字〇〇〇地先の地目畑1筆、面積は1,381平方メートルです。権利を設定する者は、〇〇〇の方です。借受期間は3年間、借賃は全面積で〇万円です。

整理番号6番、使用貸借権を再設定する農地は、〇〇字〇〇〇〇地先の地目畑1筆、面積は555平方メートルです。権利を設定する者は、〇〇の方です。借受期間は3年間、借賃は無償です。

整理番号7番、使用貸借権を再設定する農地は、〇〇字〇〇〇〇地先の地目畑1筆、面積は799平方メートルです。権利を設定する者は、〇〇の方です。借受期間は3年間、借賃は無償です。

整理番号8番、賃借権を再設定する農地は、〇〇字〇〇〇〇地先の登記地目畑、現況地目田1筆、面積は670平方メートルです。権利を設定する者は、〇〇〇の方です。借受期間は3年間、借賃は全面積で〇, 〇〇〇円です。

整理番号9番、賃借権を再設定する農地は、〇〇字〇〇〇〇地先の地目畑1筆、面積は1,041平方メートルです。権利の設定を受ける者は、〇〇〇〇〇〇の農業者で、権利を設定する者は、〇〇の方です。借受期間は3年間、借賃は10アール当たり〇万円です。

整理番号10番、使用貸借権を再設定する農地は、〇〇字〇〇〇〇地先の登記地目田、現況地目雑種地1筆、面積は2,685平方メートルです。権利の設定を受ける者は、株式会社飯塚農場で、権利を設定する者は、我孫子市土地開発公社です。借受期間は5年間、借賃は無償です。現況地目が雑種地となっていますが、事務局で現地調査をしたところ、田であることを確認しています。

整理番号11番、賃借権を設定する農地は、〇〇地先の地目田3筆、下沼田地先の地目田4筆、合計7筆、合計面積は1万8,788平方メートルです。権利の設定を受ける者は、公益社団法人千葉県園芸協会、転貸を受ける者は、株式会社竹田農場で、権利を設定する者は、〇〇の方です。借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ1等米〇〇キログラムです。

整理番号12番、賃借権を設定する農地は、〇〇字〇〇〇〇地先の地目田5筆、合計面積は1万3,428平方メートルです。権利の設定を受ける者は、公益社団法人千葉県園芸協会、転貸を受ける者は、〇〇の農業者で、権利を設定する者も〇〇の方です。借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ1等米〇〇〇キログラムです。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、大井第2調査会長から、議案第2号の調査結果についての報告をお願いします。

大井栄一調査会長 議案第2号整理番号1番の権利の設定を受ける者の経営面積は、借受地を含め約2.83ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間347日、妻が11日です。トラクター、農用自動車、管理機等をそろえています。

続いて、整理番号2番の権利の設定を受ける者の経営面積は、今回設定する借受地のみ0.49ヘクタールで、5年後は1.05ヘクタールに拡大する計画です。農業従事日数は、本人が年間250日、子と友人が100日の計画です。トラクター、農用自動車、管理機等をそろえています。

続いて、整理番号3番から8番の権利の設定を受ける者の経営面積は、借受地を含め約2.83ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間347日、妻が11日です。トラクター、農用自動車、管理機等をそろえています。

続いて、整理番号9番の権利の設定を受ける者の経営面積は、借受地のみ約0.51ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間300日です。トラクター、耕運機、農用自動車等をそろえています。

続いて、整理番号10番の権利の設定を受ける者の経営面積は、借受地を含め約21.93ヘクタールで、農業従事日数は、本人と子が年間330日、母が30日です。大型農業用機械等を一通りそろえています。現況地目が雑種地となっていますが、事務局で現地調査したところ、田であることを確認しています。

続いて、整理番号11番の転貸を受ける者の経営面積は、借受地のみ約12.25ヘクタールで、農業従事日数は、本人と妻が年間250日、子が100日です。トラクター、田植え機をそろえています。

続いて、整理番号12番の転貸を受ける者の経営面積は、借受地を含め約4.89ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間180日、妻が150日、子が100日です。農業用施設、大型農業機械等を一通りそろえています。

以上の内容を基に審議しましたところ、第2調査会では、権利の設定を受ける者の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることから、計画案は適当と判断し、全員一致をもって決定相当との判断に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第2号「農用地利用集積計画（案）の決定について」に対する質疑に入ります。

御意見がある委員は挙手をお願いします。

中野委員。

中野栄委員 整理番号10番ですが、〇〇字〇〇〇、これは再設定になっていますけれども、新規じゃないんですか。

三須清一会長 事務局、分かりますか。

事務局 こちらは、以前違う方が借りていて、それを解約し、今度、飯田農場さんにお貸しするという形になったもので、この場合は、引き続きで再設定になるということで、農政課に確認を取っております。

三須清一会長 はい、よろしいですか。
嶺岸委員。

嶺岸勝志委員 再設定の合計面積を教えてくださいたいのですが。

事務局 それでは、新規と再設定、それから中管理機構、3つに分けてお答えします。

新規が2件で5筆、合計面積が6,434平方メートル。継続が8件8筆、合計が9,031平方メートル。中間管理機構を通して転貸を受けている者が2件で12筆、面積は3万2,216平方メートルです。

三須清一会長 よろしいですか。

嶺岸勝志委員 はい、よろしいです。ありがとうございます。

三須清一会長 ほかにございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは、採決します。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号については原案どおり許可することに決定いたしました。

三須清一会長 次に、議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」審議します。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の7ページをお開きください。

議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」。

下記のとおり申請があったので、この会の意見を求めます。

提出日、令和3年4月9日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは、議案の説明をします。議案資料は38ページからとなります。

生産緑地の指定を受けていた農地の主たる農業従事者が死亡したことから、生産緑地法第10条の規定により、買取りの申出を市へ申請するため、主たる従事者証明を求めるものです。

買取り申出を行う生産緑地は、〇〇字〇〇〇地先の畑3筆、合計面積は1,852平方メートルです。〇〇〇〇〇〇〇の西側約110メートルに位置しています。位置図は、議案資料の39ページを御覧ください。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、大井調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

大井栄一調査会長 議案第3号について、調査結果を報告します。

申出人立会いの下、現地調査を行い審議しました。

農業の主たる従事者であった申出人の父は、令和2年5月1日に死亡し、その後は、農地管理は申出人が行っていました。現地はいつでも耕作できる状態に管理されております。

なお、申出人からの聞き取りにより買取り申出事由が生じた者は、農業の主たる従事者として当該農地を管理していたとのことです。

以上を基に、第2調査会では、農業の主たる従事者が以前から農地を適正に管理していたと判断し、全員一致で農業の主たる従事者について証明相当と判断しました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第3号に対する質疑に入ります。

御意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」採決します。

生産緑地に係る農業の主たる従事者について証明をすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第3号については原案どおり証明することに決定いたしました。

三須清一会長 次に、議案第4号「農地法の規定による許可を要しない土地の判定について」審議したいと思います。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の8ページを開いてください。

議案第4号「農地法の規定による許可を要しない土地の判定について」。

下記のとおり確認依頼があったので、この会の意見を求めます。

提出日、令和3年4月9日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは、議案の説明をします。議案資料は40ページとなります。

確認依頼のあった土地は、〇〇字〇〇地先の登記地目山林、現況地目畑1筆、面積53平方メートルの土地の判定です。

所在地は、〇〇〇〇〇〇北西側約1,130メートルに位置しています。土地の名義人は、〇〇の方です。

登記地目が山林で、現況地目が畑としているのは、土地所有者の先代が、家庭菜園として利用していた経緯から、台帳に畑として登録されたものです。農地法では、家庭菜園は農地に該当しないものであり、また、現況は長年放置された土地のため樹木が繁茂しており、その土地の周囲の状況からも、農地として復元しても継続して利用することが困難と見込まれます。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、大井第2調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

大井栄一調査会長 議案第4号について、調査結果を報告します。

第2調査会で航空写真及び現況写真を基に審議しました。

当該地は接道がなく、耕作を行うための機材を運ぶことができない状況で、樹木も繁茂しており、農地として復元しても継続して利用することが困難なことが確認できました。

第2調査会では、議案第4号は全員一致で非農地と判断しました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第4号に対する質疑に入ります。

御意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより採決します。

決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第4号は原案どおり非農地として判断することとしました。

三須清一会長 続いて、報告事項に移ります。

事務局、報告をお願いします。

事務局 それでは、報告いたします。

報告は、第1号から4号までの4件です。

報告第1号は、「農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について」で、2件受理しました。届出事由は、居住型有料老人ホーム1件、保育園1件です。

報告第2号は、「農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について」で、2件受理しました。届出事由は、いずれも住宅です。

報告第3号は、「農地法第3条の3の規定による届出書について」で、2件受理しました。届出事由はいずれも相続です。

報告第4号は、「農地の使用貸借権の解約通知について」で、1件受理しました。届出事由は、借受人が耕作を継続することが困難となったためです。

事務局からは以上です。

三須清一会長 報告第1号から4号について、何か御意見がありましたら挙手をお願いします。

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、報告事項に対する質疑を打ち切ります。

以上で本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了しました。

これもちまして、令和3年第4回我孫子市農業委員会総会を閉会いたします。

この会議録は、真正であることを認めて署名する。

会 長

署名人

署名人